

一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント  
会員規則・案

この規則は、一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント（以下「当法人」といいます。）の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです。

（会員）

第 1 条

会員は次の 5 種類とする。

（1）正会員

藤沢駅周辺地区に事業所を置く企業・事業者及び地権者で、本会の目的に賛同し、その事業推進に積極的に関与する地権者及び企業（事業者）とする。一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」）上の社員となる。

（2）準会員

藤沢駅周辺地区に事業所を置く企業・事業者及び地権者で、本会の目的に賛同し、その事業推進に貢献する地権者及び事業者、団体及び個人とする。一般法人法の社員とならない。

（3）市民サポーター会員

藤沢市民で、本会の目的に賛同し、その事業推進に貢献・支援する個人とする。一般法人法の社員とならない。

（4）賛助会員

本会の目的に賛同し、当法人の活動を支援・推進する団体及び個人とする。一般法人法の社員とならない。

（5）特別会員

上記以外で営利を目的としない団体とする。一般法人法の社員とならない。

（入会）

第 2 条

入会希望者は、当法人の活動目的に賛同し、所定の申込み方法により申し込みをし、理事会の承認を得て会員となるものとする。

（入会不承認）

第 3 条

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。

（1）入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

（2）過去に当法人から資格を取り消されたことがある場合

（3）暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合

（4）その他当法人が、本会員契約を締結するにつき不適当な事由があると判断した場合

(年会費及び入会費)

#### 第4条

1 会員は本条に定めるところに従い、年会費（以下総称して「会費」という）を支払わなければならない。

2 年会費の始期は4月1日とし、3月31日までの1年間とする。なお、当法人の最初の事業年度は、年会費の支払いは求めない。

3 年会費は当法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

4 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入会費 なし

(2) 年会費

①正会員 300,000円（非課税）

②準会員 100,000円（非課税）

③市民サポーター会員 1口500円、1口以上（非課税）

④賛助会員 1口10,000円、1口以上（非課税）

⑤特別会員 なし

5 会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

※市民サポーター会員については、今後メニュー整理（情報提供、ファニチャー寄付等）を行い、1口500円から数十口までのメニューを用意することを想定。

(変更の届出)

#### 第5条

1 会員は、その氏名、住所、又は連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

(会員種別の変更)

#### 第6条

会員は、理事会の同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

(退会)

#### 第7条

会員は、退会をしようとする時は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、理事会において退会事由について退会をしようとするものから説明を受けることが出来るものとする。

(権利)

#### 第8条

※検討中、正会員では役員になれることや広場利用について一定の優遇措置があること等を記載（広場条例の検討状況に合わせて整理）

（義務）

#### 第9条

- 1 会員は、当法人の定款、本会員規則ならびにその他当法人が定める規約、当法人との間で合意をした約定を遵守する。
- 2 会員は、当法人からの活動支援、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

（会員情報の取り扱い）

#### 第10条

※検討中

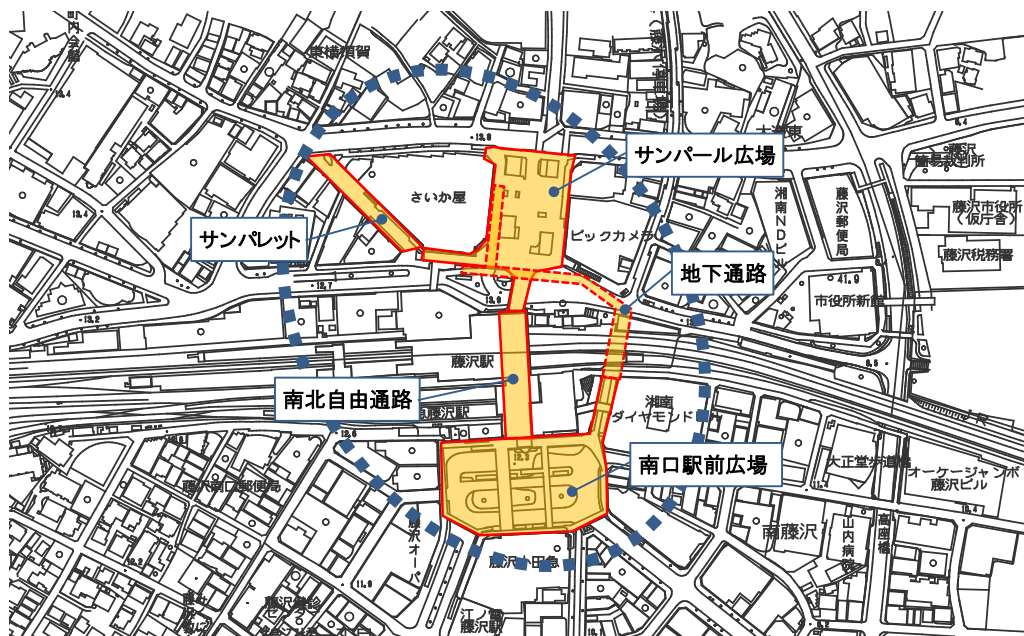
（規則の追加・変更）

#### 第11条

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、正会員に事前に通知のうえ、理事会の承認をもって本規則を変更することができるものとする。変更後の規則は附則記載日から有効とする。

（附則）

- 1 藤沢駅周辺地区は概ね以下の図の黄色破線に囲まれた地区とする。



- 2 本会員規則は、令和〇年〇月〇日より施行する。